

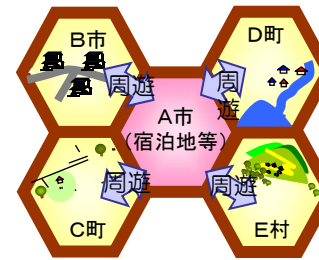
# 旅行業法施行規則の一部改正について

## 観光を取り巻く環境の変化

### 背景

地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応の観点から、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行への期待の高まり。

(※)「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。



島のガイドツアー



ブランド芋の大収穫祭

### 施策の方向性

いわゆる「着地型旅行」(※)の商品提供のための取組が必要。

## 改正内容

### 1. 地域限定旅行業の創設

旅行業の種類	募集型企画旅行 (パックツアー)		受注型 企画旅行 (修学旅行等)	手配旅行 (チケット手配等)
	(海外)	(国内)		
第1種	○	○	○	○
第2種	×	○	○	○
第3種	×	△ (隣接市町村等)	○	○
地域限定	×	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)

国内の隣接  
区域に限定

### 2. 事前収受金20%制限の撤廃

営業保証金	基準資産
7,000万	3,000万
1,100万	700万
300万	300万
100万	100万

区域限定に  
伴う引き下げ

- 第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する場合の事前収受金の制限(旅行代金の20%相当額以下)を撤廃し、募集型企画旅行をより取り扱いやすくする。